

国民健康保険

3月は保険証の更新時期です

有効期限は3月31日まで

国民健康保険（国保）の保険証は、3月31日で有効期限切れになりますので、3月に一斉更新を行います。

新しい保険証は、世帯ごとにまとめて簡易書留で郵送しますので、ご家族の皆さんで受け取りをお願いします。

なお、有効期限の切れた保険証は、福祉課・税務住民課の窓口で随時回収します。



国民健康保険被保険者証

注意

平成29年度中に国保税の滞納はありませんか？

平成30年2月末時点で滞納がある世帯は、郵送対象ではありません。滞納状況に応じて、有効期限の短い保険証を交付します。詳細は、役場税務住民課（☎75-4117）へ問合せください。

要確認

現在お持ちの保険証は有効ですか？

国保の資格は自動で切り替わるものではありません。加入・脱退が必要なきは、必ず保健センター福祉課で手続きを行ってください。

また、世帯分離や転居等により、住所や世帯主名等の保険証記載事項に変更があったときも、必ず届け出てください。

共通事項 国保の各種手続きに必要なもの

- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- 本人確認ができるもの
- 印かん（認め印可）

その他届け出に必要なもの

国保に加入するとき	
本町に転入したとき	14日以内に
社会保険等を脱退したとき	
社会保険等の扶養から外れたとき	
社会保険等の任意継続が切れたとき	
子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保を脱退するとき	
本町から転出するとき	14日以内に
社会保険等に加入したとき	
社会保険等の扶養に入ったとき	
国保加入者が亡くなったとき	
その他	
保険証をなくしたとき	すみやかに！
修学のため転出するとき	
保険証の記載事項に変更があったとき	

問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101

国民年金保険料の納め忘れがある人へ！

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申込により、9月までに限り、国民年金保険料を納めることができます。この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- ・年金の受給資格が得られる可能性があります。
- ・将来受け取る年金額が増額します。

ご利用いただける人

- ① 20歳以上60歳未満の人で、5年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未納期間がある人
- ② 60歳以上65歳未満の人で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③ 65歳以上の人で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人など

*60歳以上で、老齢基礎年金を受給されている人は申し込みできません。

申込から納めるまでの手順

- ① 国民年金後納保険料納付申込書に必要事項を記入し、年金事務所へ提出
- ② 年金事務所において申込書の審査、承認などを行い、納付書等を送付
- ③ 納付書により金融機関、コンビニ等で納める

申込時の注意事項

- ・過去3年度以前の後納保険料には当時の保険料に加算額がつきます。
- ・後納を利用する際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
- ・後納保険料の納付が可能な期間の審査を行います。
- ・審査には時間がかかる場合がありますので、期限に余裕をもつて申込みください。

【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所
 役場税務住民課
 ☎0857-2718311

☎75-4118

架空請求はがきに「注意ください

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届いたという相談が全国的に多数寄せられています。

悪質業者は不特定多数の人に「はがきを送り付け」「裁判所に訴状が提出された」「給料差し押さえ及び、動産、不動産物を差し押さえる」などと脅して不安にさせ、連絡してきた人をターゲットに絞り込み、訴訟の取り下げ等について相談するよう誘導し執拗に支払いを強要します。

以下のような特徴のあるはがきには注意！

- ・契約日、商品名、店名が記載されていないものは架空請求です。

・裁判の通知は、裁判所から届き、普通はがきでは届きません。

このようにはがきが届いた場合、こちらからは絶対に連絡しないようにしましょう。

無視しておけば何もありません。

身に覚えのない請求はがきが届いた場合は相手に連絡する前に消費生活相談窓口にご相談ください。

また、悪質商法・契約トラブル・振り込み詐欺等、消費生活に関する様々な相談を受け付けていますのでお困りの際には是非ご相談ください。

智頭町消費生活相談窓口

日時 毎週水曜日

(ただし祝日は除く)

午前9時～午後4時

場所 智頭町総合センター

相談室 ☎71-0059

※平日午前8時30分～午後5時

の電話相談は下記もご利用ください。

【問合せ先】 役場総務課

☎75-4111

鳥取県消費生活センター

東部消費生活相談室

☎0857-2617605

